

## あわあわゴッシーのうた（手洗い歌）の使用に関する要領

愛知県が作成した「あわあわゴッシーのうた」（以下「手洗い歌」という。）に関する使用について、次のとおり定める。

### 第1 目的

愛知県が作成した手洗い歌を、多くの県民等に利用していただく取組みとして、手洗い歌及びキャラクターの適正使用のため、この使用基準を定める。

### 第2 手洗い歌及びキャラクター

- 1 手洗い歌及びキャラクターは、別紙のとおりとする。
- 2 手洗い歌及びキャラクターを、使用者がみだりに改変して使用することはできない。

### 第3 著作権

- 1 手洗い歌及びキャラクターの著作権は、愛知県に帰属する。
- 2 手洗い歌及びキャラクターと誤認される類似のものを使用してはならない。

### 第4 使用者の責務

使用した手洗い歌及びキャラクターに関する一切の責任は、使用者によるものとする。

### 第5 手洗い歌及びキャラクターの使用条件

- 1 手洗い歌及びキャラクターは、手洗いを励行するために使用する場合にのみ使用できる。
- 2 手洗い歌及びキャラクターは、営利目的のために使用できない。
- 3 手洗い歌及びキャラクターは、商品に使用できない。
- 4 手洗い歌及びキャラクターは、手洗いを励行するために作成される広告、パンフレット、ポスター、チラシ等の各種媒体に使用することができる。
- 5 その他必要に応じて、手洗い歌及びキャラクターの使用に関して、知事は使用に関する条件をつけることができる。

### 第6 手洗い歌及びキャラクターの使用料

手洗い歌及びキャラクターは、広く県民等に手洗いの励行と正しい手洗い方法を習得していただくために作成したものであるため、その使用料は無料とする。

### 第7 その他

知事は適正な使用を確認するため、必要に応じて使用者に対して資料の請求及び調査を実施することができる。この場合、使用者は適切に対応しなければならない。

附則 この要領は、平成21年10月1日から適用する。

# あわあわゴツシーのうた♪

きょうもおねがいゴツシー

よしよしなでなでゴツシー

お山やまにのぼってみたところ

ここほれここほれアワンアワン

はっぱのさきつちよひねってみたら

おおおお大きなだいこんでできたよ

お水みずでながしてキレイにしたら

タオルでふいてピカピカに

ありがとうゴツシー

さあみんなでいただきます



大きなだいこん♪ はっぱのさきつちよ♪ ここほれここほれ♪



てくび  
手首をあらう



おやゆび  
親指をあらう



ゆびさき  
指先をあらう

お山やまにのぼって♪ よしよしなでなで♪ きょうもおねがい♪



ゆびあいだ  
指の間をあらう



てこう  
手の甲をあらう



てひら  
手の平をあらう